

衆甲第五號

起	案
昭和三十三年二月六日	
決	定
昭和	昭和
年	年
月	月
日	日
施	行
昭和	昭和
年	年
月	月
日	日

案(一)

昭和三十三年二月六日

内閣官房長官

建設院總裁宛

衆議院議長から別紙のとおり記録提出の要求があつたから左記記録及びその寫五部を至急内閣官房宛送付せられるよう御取計願へ

0039

た。

記

昭和三十一年五月十六日内務省調査部長と兵器處理委員会委員長との間に結ばれたる兵器拂下契約の承認を決議した公文書

案(二)

昭和二十三年二月六日

内閣官房長官

商工次官宛

衆議院議長から別紙のとおり記録提出の要求があつたから左記記録四十五部を至急内閣官房宛送付せうよう御取計願へい。

地方商工局において處理した廢兵器の大口拂下者の氏名品種數量價格

衆議院第五〇號

左記の記録本院の不当財産取引調査特別委員会において調査上必要であるから至急提出ありたい。

昭和二十一年五月十六日内務省調査部長と兵器處理委員会委員長との間に結ばれたる兵器拂下契約の承認を決議した公文書

一部

地方商工局において處理した廢兵器の大口拂下者の氏名品種數

量價格

四十部

右憲法第六十二條及國會法第一百四條によつて要求する。

昭和二十三年二月五日

衆議院議長 松岡 駒吉

内閣總理大臣 片山 哲 殿

衆議院事務總長 大池



衆議院 第五五五番

左記の記録本院の不当財産取引調査特別委員会において調査上必要のため本六日商工省鑛山局長宛に提出方を要求したから念の爲通知する。

兵器處理委員会に関する件

- 一 特別委員会が配給に関與した期間
- 一 スクラップ四十数万噸の配給先
- 一 改造のため指定工場へ引渡した戦車等の明細
- 一 五社に拂下げられた解体すみの資材の量、拂下價格、解体費用の対照表

昭和二十三年二月六日

衆議院事務總長 大池

内閣官房長官 西尾末廣 殿



衆甲 四六

衆議院